



令和 8 年 度  
秋田県職員採用選考試験  
(児童福祉司)  
募 集 要 項

令和 8 年 5 月 2 5 日  
秋 田 県  
健 康 福 祉 部

○ 受付期間

令和 8 年 5 月 2 5 日 ( 月 ) 8 : 3 0 ~ 6 月 1 9 日 ( 金 ) 1 7 : 0 0

○ 申込方法

インターネット ( 電子申請 ) により申し込んでください。

次の URL から「令和 8 年度秋田県職員 ( 児童福祉司 ) の募集」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、電子申請サービスにより申込手続きを行ってください。

( ※ 詳細は本要項の「 9 受験申込手續」をご確認ください )

< URL > <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96655>

ウェブサイト  
二次元コード



○ 第 1 次試験

日 付 : 令和 8 年 7 月 4 日 ( 土 )

試験会場 : 秋田県社会福祉会館 ( 秋田市旭北栄町 1 - 5 )

○ 留意事項

受験申込は、受付期間内に完了してください。入力中に受付期間の終了を迎えた場合は、申込を一切受付できませんので、期間に余裕を持って受験申込を行ってください。

※使用する機器や通信回線上の理由で提出が遅れた場合であっても、一切責任を負いません。

問い合わせ

秋田県健康福祉部 福祉政策課 総務チーム ( 秋田県庁 2 階 )

所在地 〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号

TEL 018-860-1311 ( 直通 )

FAX 018-860-3841

E-mail [welfare@pref.akita.lg.jp](mailto:welfare@pref.akita.lg.jp)

受験申込先

## 1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	採用予定人員(人)	職務内容
児童福祉司	2	児童相談所で児童福祉司としての専門的技術に基づく児童の保護その他児童の福祉に関する業務や、本庁又は地方機関で福祉行政全般に係る業務に従事します。

## 2 受験資格

次の(1)及び(2)の両方の要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月31日までに該当する見込みの者

### ◎児童福祉法第13条第3項関係

児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの<sup>注1</sup>
- 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者<sup>注2</sup>
- 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であって、内閣府令で定める施設<sup>注3</sup>において1年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下この要項において同じ。)に従事したもの
- 四 医師
- 五 社会福祉士
- 六 精神保健福祉士
- 七 公認心理師
- 八 社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 九 第2号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの<sup>注4</sup>

注1 的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

- 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー

注2 知事の指定する学校その他の施設及び講習会

- 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科
- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部
- 上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程

注3 内閣府令で定める施設(以下この要項において「指定施設」という。)

- 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
- 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設(上記に掲げる施設を除く)
- 上記に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談・援助等の業務に従事していることが必要であり、病院、社会福祉施設等における看護業務、介護業務等の直接処遇業務は含まれません。

注4 「前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの」は、児童福祉法施行規則第6条各号のいずれかに該当する者をいいます。

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
第1次試験	令和8年7月4日(土)午前9時～ ※10分前までに会場へお入りください。	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館
第2次試験	令和8年8月中旬～下旬(平日) ※詳細は第1次試験合格者に別途通知します。	秋田市 ※詳細は第1次試験合格者に別途通知します。

### 4 試験の種目及び方法・内容

#### (1) 第1次試験

試験種目	試験方法	内 容
適性検査	検査時間 60分程度	職務遂行に必要な適性についての検査
小論文試験	記述式 2題 試験時間 120分	文章による表現力、思考力、文章構成力等についての試験 (専門的分野1題、一般的分野1題 各60分)

※試験当日は、受験票、筆記用具(HBの鉛筆・シャープペンシル・消しゴム)を持参してください。  
※携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認められません。  
※適性検査は第1次試験で行いますが、その結果は第2次試験の合否に反映されます。

#### (2) 第2次試験

試験種目	試験方法	内 容
口述試験	試験時間 1人20～30分程度	専門知識及び人物についての個別面接による試験

### 5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

なお、受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

### 6 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和8年8月上旬予定	合否について各受験者へ書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和8年8月下旬予定	
最終合格発表	令和8年9月下旬予定	

## 7 合格してから採用まで

- (1) 最終合格者の採用は、令和9年4月1日の予定ですが、欠員の状況等と最終合格者の意向によっては、令和8年度中に採用される場合があります。  
ただし、「2 受験資格」(2)に定める要件に該当する見込みの者は、要件を満たすことを確認してからの採用となります。  
なお、採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。
- (2) 「2 受験資格」(2)に定める要件に該当する見込みで試験を受けた者が、令和8年度中に要件を満たすことができなかった場合は、最終合格者となった場合でも採用されません。
- (3) 令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づくこどもと接する業務に従事するため、採用までの間に特定性犯罪の前科の有無を確認します。

## 8 勤務条件

- (1) 給与
  - ア 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年4月1日条例第22号)に基づき、経歴その他を勘案の上決定されます。  
このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
  - イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。
- (2) 勤務時間  
原則として、土曜日・日曜日・祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。  
児童相談所の勤務については、交替制や当直勤務の場合もあります。
- (3) 休暇  
年間20日(採用年は15日)の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。
- (4) 福利厚生  
県内190か所のホテル、旅館などが指定保養所として認定されており、職員と、その家族が利用する場合に、宿泊料金の助成が受けられます。  
また、地方職員共済組合が運営する全国各地の宿泊施設や、企業優待契約を結んでいる各種レジャー施設等の利用割引が受けられます。
- (5) 定年  
定年年齢を段階的に引き上げているところであり、昭和40年度生まれは63歳、昭和41年度生まれは64歳、昭和42年度生まれ以降は65歳となります。

## 9 受験申込手続

パソコンまたはスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

### (1) 申込方法

- ① 「秋田県職員(児童福祉司)の募集」 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96655>) の内容を確認してから、同ページ内の電子申請サービス（受験申込ページ）にアクセスしてください。
- ② 電子申請サービスのアカウント登録を行ってください。  
※アカウント登録だけでは、受験申込は完了していませんので、注意してください。
- ③ 電子申請サービスにログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して、申請（送信）してください。
- ④ 申込を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。  
※1～2日経っても申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

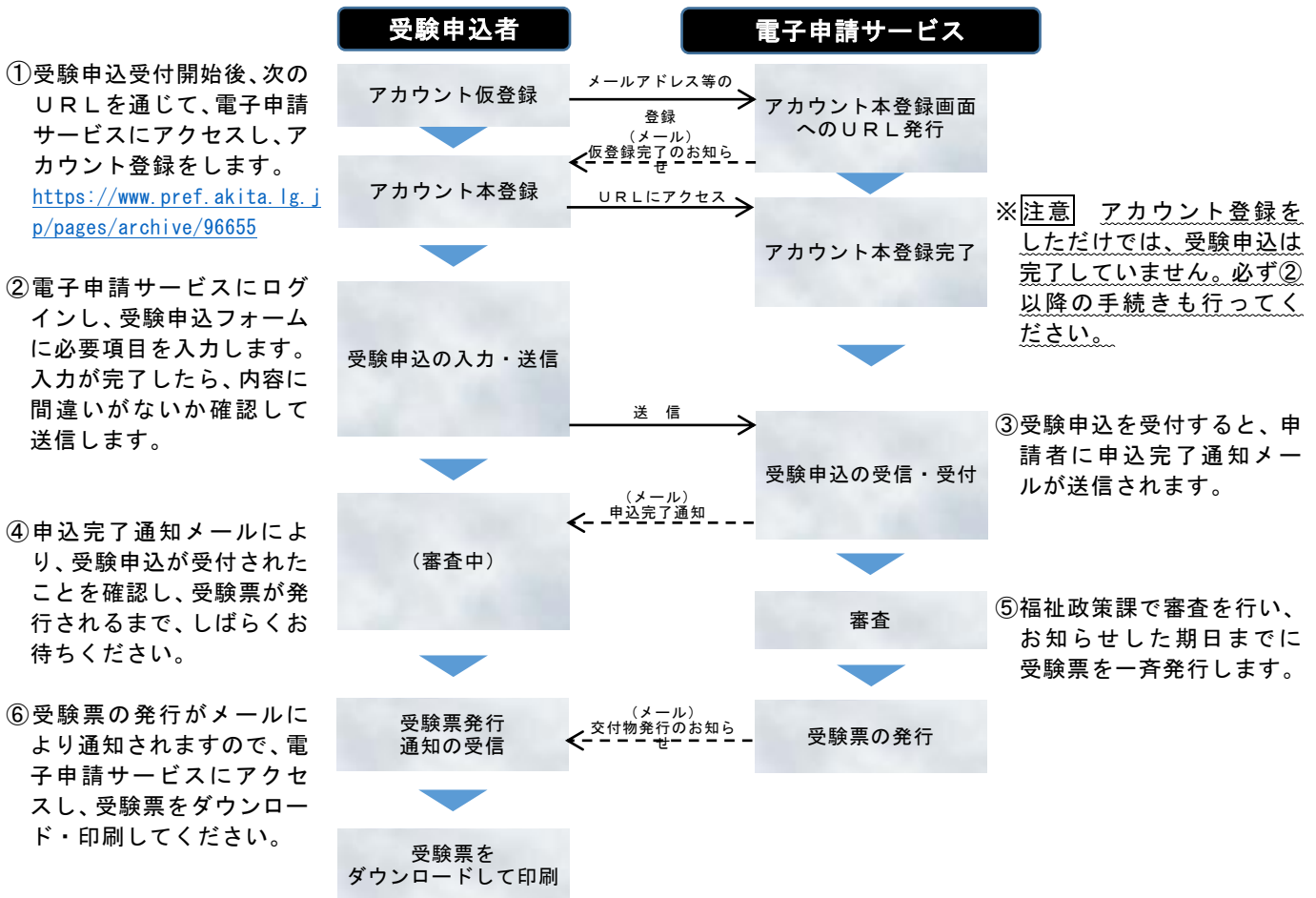
### (2) 受験申込フォームの入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェック）してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比4：3）の画像ファイル（JPG、JPEG又はPNG）を添付してください。
- ③ 次の証明書類のスキャンデータ又は撮影データ（記載内容が確認できるもの）を添付してください。  
※児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当することを証明する書類
  - ・第1号にあつては、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の登録証の写し
  - ・第2号にあつては、卒業証明書若しくは通信課程修了証明書又は卒業予定証明書若しくは通信課程修了予定証明書
  - ・第3号にあつては、大学の卒業証明書（要件を満たす履修課程がわかるもの）及び指定施設における相談援助業務の従事証明書
  - ・医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師にあつては、それぞれ免許証、登録証の写し
  - ・第8号にあつては、児童福祉司任用前講習会修了証の写し
  - ・第9号にあつては、大学等での履修科目証明書、教諭普通免許証等の写し、相談援助業務の従事証明書、指定講習会の受講証明書等それぞれ受験資格を証明する書類（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

### (3) 受験票の交付

6月30日（火）までに受験票が発行され、受験申込フォームに登録したメールアドレスに交付物発行のお知らせが送信されますので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

## ◎ インターネット（電子申請）による受験申込の流れ



### 10 その他

災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、受験申込フォームに記載の電話番号又はメールアドレスに連絡します。